

高知県

(金抜)

道維 第1号

高知県 南国市 北部地区

南国市（北部地区）市道維持補修委託業務 実施設計書

作業区分 請負

完成期限 令和 9年 3月26日

令和 8年 4月 1日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

特記仕様書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

- 1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

- 1 本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

- 1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。
なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 個人情報の保護

- 1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第5条 ダンプトラック等による過積載の防止

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

- 4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第6条 軽油単価の適正な運用

- 1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第7条 不正軽油の使用禁止

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないうで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

- 2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第8条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認

特記仕様書

を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第9条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、 manifests 交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（2）建設副産物の処理数量を体積（「m³」）の単位とする場合次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

1）コンクリート塊、アスファルト塊及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、 manifests 交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。

（代表写真）

2）前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m³) ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m³)
- ・アスファルト塊2.35 (t/m³) ・掘削土（土砂）1.8 (t/m³)
- ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m³) ・掘削土（硬岩）2.5 (t/m³)

3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、 manifests 交付番号も記載する。）。)

（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

（3）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、 manifests 交付番号も記載する。）。)

（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

（4）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、 manifests 交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、 manifests 交付番号の記載は必要ない。)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第10条 デジタル工事写真の黒板情報電子化

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、

特記仕様書

被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第11条 交通誘導警備員の配置

1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

4 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備会社からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合は、事前に移動距離および移動時間が確認できる資料及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を複数の警備業者より徴収し、監督職員に提出・協議を行うこと。

必要と認められる経費については、設計変更の対象とするものとする。

第12条 雑工について

1 道路維持委託業務仕様書に基づいて作業を実施すること。

特記仕様書

なお、作業予定日・完了日（必要に応じて現地状況写真）を報告すること。

また、概要に記載する地区以外についても発注者・受注者協議により、作業を依頼する場合がある。

2 本業務での普通作業員は下記を予定している。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 平日 | 80人 |
| (2) 平日夜間・早朝 | 10人 |
| (3) 休日 | 10人 |
| (4) 休日夜間・早朝 | 10人 |

なお、労務単価の割増しについては積算基準書のI-2-①-1に基づいて積算している。また、作業内容実績により各数は変更設計の対象とするが、各作業の人役を確認できる状況写真を撮影・提出すること。

3 作業内容に伴い資材（レミファルトなど）が必要な場合は、原則支給とするため、支給材料受領書を提出すること。なお、応急対応など作業内容により、受注者に資材購入を依頼する場合がある。

4 作業に伴い使用する建設機械（小型バックホウなど）については損料計上とする。

なお、作業内容により使用した建設機械については変更設計の対象とするが、各作業で使用した建設機械を確認できる状況写真を撮影・提出すること。

第13条 積雪・凍結対応について

1 本業務は、冬期における積雪・凍結対応を含んでいる。

前日までに対応（パトロール・除雪・凍結防止剤の散布）を依頼するため、受注者は翌朝6時までに指示された職員に電話報告を行い、指示を受けること。

除雪・凍結防止剤の散布作業に従事した場合は、8時半頃までに詳細な対応状況を報告すること。（作業完了見込時間等）

また、作業完了日には作業報告書及び作業状況写真（代表写真）を発注者に提出すること。

2 本業務での普通作業員の人数は下記を予定している。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 平日 | 10人 |
| (2) 平日夜間・早朝 | 5人 |
| (3) 休日 | 5人 |
| (4) 休日夜間・早朝 | 5人 |

なお、労務単価の割増しについては積算基準書のI-2-①-1に基づいて積算している。また、作業内容実績により各数は変更設計の対象とするが、各作業の人役を確認できる状況写真を撮影・提出すること。

3 作業に伴い使用する建設機械（小型バックホウなど）については損料計上とする。

なお、作業内容により使用した建設機械については変更設計の対象とするが、各作業で使用した建設機械を確認できる状況写真を撮影・提出すること。

第14条 作業優先順位

依頼する作業は全てA（上位）～Cの優先順位を設定し、上位から優先して作業すること。特にAは緊急性が高く、最優先で着手すること。

第15条 その他

発注者からの依頼した作業のみ本業務の対象とする。

作業内容に伴う疑義が生じた場合は発注者と協議すること。

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 道維

第1号

明示事項（説明書）

【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・・・無

2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・・・・無

3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・・・・無

4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・・・・無

5. その他・・・・・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 道維

第1号

明示事項（説明書）

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・・・無

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・・・・・落石・土砂崩落・・・・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・・・・無

【工事用道路関係】

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 道維

第1号

明示事項（説明書）

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・・・・無

2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・・・・無

3. 一般道路の占用の必要・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 道維

第1号

明示事項（説明書）

【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・・・・無

2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・・・・無

3. 仮設備の設計条件・・・・・・・・無

【建設副産物関係】

1. 建設発生土の搬出・・・・・・・・有
 - (1) 搬出先の名称 (株)アール・シィ
搬出先の所在地 高知市布師田3528-1
運搬距離（想定） 7.5 km（南国市役所より）
その他 建設発生土の搬出先は、上記を予定している。
搬出先が変更となる場合は、設計変更の対象とする。
また、受注者の都合により搬出先を変更する場合は、発注者の承諾を得ること。

2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 道維

第1号

明示事項（説明書）

3. 産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）

(1) 処理場所 (有) 才谷建設 南国市岡豊町小蓮1273

処理方法（指定） 再生資源

運搬距離（想定） 7.1 km（南国市役所より）

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・・・・無

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・・・・無

【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 道維

第1号

明示事項（説明書）

2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・・・無

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・・・無

【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・・・無

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 道維

第1号

明示事項（説明書）

4. 工事用電力等の指定・・・・・・・・無

5. 交通誘導警備員の配置

(1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員A 0 人

交通誘導警備員B 30 人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

6. その他

(1) 発注者からの依頼した作業のみ本業務の対象とする。依頼外で異常を発見した場合は、発注者へ連絡すること。

(2) 業務対象箇所は範囲内の市道及び市街化区域内法定外道路（農道）とする。

(3) 作業内容に伴う疑義が生じた場合は発注者と協議すること。

(4) 発注者からの支給物を事前に確認すること。

(5) 各現場が完了次第、5日以内(土日祝日を除く)に作業日誌を提出すること。

(6) 現場によっては、依頼時に現場見積りの提出を求める場合があり、担当が内容を確認後、着手すること。

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
道路維持・修繕					
道路維持					
支障物除去工(工種)					
支障物除去工					
支障枝除去	式	1			明細表 第1号
構造物撤去	式	1			明細表 第2号
残土処分	式	1			明細表 第3号
雑工(工種)					
雑工					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
人役(雑工)	式	1			明細表 第4号
機器等(雑工)	式	1			明細表 第5号
その他(雑工)	式	1			明細表 第6号
除雪工(工種)					
除雪・凍結防止工					
人役(除雪・凍結防止剤散布)	式	1			明細表 第7号
機器等(除雪・凍結防止剤散布)	式	1			明細表 第8号
仮設工(工種)					
交通管理工					
交通誘導警備員	式	1			明細表 第9号

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接工事費計					
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					

明細表 第 1号
支障枝除去

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
処分量(草・枝木等) 一般廃棄物、香南清掃組合	t	5			香南清掃組合HPより
処分料 枝 木くず-39	t	5			
1 式 当り					

明細表 第 3号
残土処分

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
残土処分費 (株)アール・シー、4t	m3	20			見積り
1 式 当り					

明細表 第 5号
機器等(雑工)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽トラック ライトバン:[二輪駆動]代用	日	50			高知県単価
ダンプトラック	日	20			高知県単価
ダンプトラック	日	10			高知県単価
ダンプトラック	日	5			高知県単価
トラック	日	10			高知県単価
小型バックホウ 排出ガス対策型(第2次)	日	30			
チェンソー	日	10			
草刈機	日	10			
高所作業車(市場価格)	日	10			
タンパ及びランマ[ランマ]	日	10			

明細表 第 5号
機器等(雑工)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
振動コンパクタ	日	10			
振動ローラ(舗装用)	日	10			高知県単価
発動発電機	日	10			
コンクリートバイブレータ	日	10			
電動ハンマドリル	日	10			
コンクリートカッタ	日	10			
予熱用バーナ 1号ポンパン用	日	10			高知県単価
工事用水中モータポンプ	日	10			
1 式 当り					

明細表 第 6号
その他(雑工)

明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
再生アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)	t	20			
生コンクリート 18-8-25(20) 高炉 W/C=60%以下	m ³	15			
生コンクリート 18-5-40 高炉 W/C=60%以下	m ³	15			
モルタル 1:3 普通	m ³	15			
再生砕石 RC-40	m ³	20			
普通ポルトランドセメント 25kg/袋	袋	50			
化せん土のう 48cm×62cm	袋	50			
舗装用金網 D6-150×150 異形棒鋼	m ²	10			
異形棒鋼 D13 SD345	t	0.5			
KC7フォーム 溝幅400用 8*490*1000	枚	5			

明細表 第 7号
 人役(除雪・凍結防止剤散布)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人				
普通作業員(平日夜間・早朝) 20時～翌6時	人				R0002×1.5
普通作業員(休日)	人				R0002×1.35
普通作業員(休日夜間・早朝) 20時～翌6時	人				R0002×1.6
1 式 当り					

明細表 第 8号
機器等(除雪・凍結防止剤散布)

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽トラック ライトバン;[二輪駆動]代用	日	5			高知県単価
ダンプトラック	日	5			高知県単価
1 式 当り					

明細表 第 9号
交通誘導警備員

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人				
1 式 当り					